

令和2年1月28日

前払金制度の改正について

令和2年4月1日以降に市が発注する建設工事について、下記のとおり取り扱いを変更します。

記

○改正の内容

1. 前払金の支払限度額の廃止について

市が発注する建設工事について、事業者の資金調達のより一層の円滑化を通じて適正な施工を確保するため、前払金の支払限度額を廃止します。

現行	改正後
前払金：請負代金額の 10分の4以内 支払限度額： <u>1億円</u>	前払金：請負代金額の 10分の4以内 支払限度額： <u>なし</u>

2. 前払金の支払限度額の廃止に伴い、契約書約款及び様式が一部改正となります。必ず、新しい様式をダウンロードするようにお願いします。